

ご存じですか！？

登録届出制度！！

運輸局等窓口届出



事業者事務所でクルーリスト等を
メール送信
(この間の窓口手続は不要)

船員法施行規則第23条の一括届出の許可^(※1)を受けると、登録船舶間の船員の移動等について、窓口での手続は不要となります^(※2)。

- (※1) 以下の条件を満たし、所轄地方運輸局長の許可を受ける必要があります。
- ① 労働協約又は就業規則に基づき、船員の労務関係を適切に遂行し得る体制を確立していること。
 - ② 運輸局長が船員の乗組みに関する事項を速やかに確認できる措置を講じていること。
- (※2) 乗組みの変更の際、電子申請手続にて、クルーリストを運輸局等に送付する必要があります。